

# 長岡市・与板町

# 合併協議会だより



発行：長岡市・与板町合併協議会 編集：長岡市・与板町合併協議会事務局



## 法定合併協議会を設置し、第1回協議会を開催しました

長岡市と与板町は、それぞれの議会で法定合併協議会の設置議案が可決されたことを受けて、1月21日に協議会を設置し、1月26日に第1回長岡市・与板町合併協議会を長岡市役所で開催しました。協議会では、両市町で平成17年3月末までに廃置分合(合併)の議決をして県に申請をし、平成17年度中に合併する方針が確認されました。

長岡市・与板町の合併協議会設置までの経緯	
12月13日	与板町で地域説明会開催(18日まで6会場)
12月26日	与板町で長岡市との合併か単独かについてを問う住民投票実施(「長岡市との合併に賛成」が82.06%)
12月27日	山崎与板町長が森長岡市長に合併協議の申し入れ
1月7日	両市町の合併に関する準備会合開催(長岡市役所大会議室)
1月12日	長岡市が与板町に合併協議受諾の回答 与板町議会が長岡市との合併協議会設置議案を可決
1月21日	長岡市議会が与板町との合併協議会設置議案を可決 長岡市・与板町で協議会設置の告示 県知事に長岡市・与板町合併協議会設置を届け出
1月26日	第1回合併協議会開催(長岡市役所大会議室)

### 第1回合併協議会

第1回合併協議会(以下「協議会」という)では、はじめに、委員の紹介を行い、次に協議会の規約や組織体制などについて報告を行いました。

協議事項では、各種規程、事業計画及び予算のほか、「協定項目の協議方針」「合併の方式」などについて提案し、協議を行いました。

### 報告事項

協議会の規約や、協議会設置にあたり会長が定めた規約などを報告しました。

◆報告第1号  
長岡市・与板町合併協議会規約及び協議書

◆報告第2号  
長岡市・与板町合併協議会幹事会規程

◆報告第3号  
長岡市・与板町合併協議会分科会規程

◆報告第4号  
長岡市・与板町合併協議会事務局規程

◆報告第5号  
長岡市・与板町合併協議会財務規程

◆報告第6号  
長岡市・与板町合併協議会委員の報償費及び費用弁償に関する規程

◆報告第7号  
長岡市・与板町合併協議会の組織体制  
(4頁に組織体系図掲載)

※報告事項の詳しい内容は、協議会ホームページに掲載します。また協議会資料は、長岡市役所内合併協議会事務局及び与板町役場総務課で閲覧できます。

報告事項

◆議案第1号

長岡市・与板町合併協議会の会議の運営に関する規程

「会議は公開とする」「会議の議事は、出席委員の大方の賛同をもって進行する」など、会議の運営に関する規程が承認されました。

◆議案第2号

長岡市・与板町合併協議会小委員会規程

協議会からの付託により、調査、審議を行う小委員会を設置できるとする小委員会に関する規程が承認されました。

◆議案第3号

長岡市・与板町合併協議会会議傍聴規程

協議会を傍聴する場合の手続きや傍聴者が守るべき事項などに関する規程が承認されました。



◆議案第4号

平成16年度長岡市・与板町合併協議会事業計画

次の表のとおり承認されました。

平成16年度 長岡市・与板町合併協議会 事業計画

- 1 会議の開催
  - (1)長岡市・与板町合併協議会
    - ・協議会 月1回程度開催
  - (2)小委員会、幹事会及び分科会
    - ・小委員会 必要に応じ設置し、必要の都度開催
    - ・幹事会 協議会の前に開催
    - ・分科会 必要の都度開催
- 2 広報広聴の実施
  - (1)協議会だよりの発行
  - (2)協議会ホームページの作成
- 3 協議期間
  - 平成17年3月までを目途とする。

◆議案第5号

平成16年度長岡市・与板町合併協議会予算

次の表のとおり承認されました。

平成16年度 長岡市・与板町合併協議会予算書

歳入	
項目	金額
負担金	
長岡市	20,008,000円
与板町	1,823,000円
諸収入	1,000円
計	21,832,000円
歳出	
項目	金額
会議費	904,000円
事業推進費	19,928,000円
予備費	1,000,000円
計	21,832,000円

◆議案第6号

長岡市・与板町合併協議会の協定項目

次の表のとおり承認されました。

(協定項目は、合併する前にあらかじめ取り決めておく重要な事項のことで、協議会において、

協議確認して両市町で締結する「合併協定書」に盛り込まれます。)

協定項目

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- 6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- 7 地方税の取扱い
- 8 一般職の職員身分の取扱い
- 9 財産の取扱い
- 10 特別職の身分の取扱い
- 11 組織機構及び支所の取扱い
- 12 条例・規則等の取扱い
- 13 一部事務組合等の取扱い
- 14 使用料・手数料等の取扱い
- 15 公共的団体等の取扱い
- 16 町名・字名の取扱い
- 17 各種団体への補助金・交付金の取扱い
- 18 慣行の取扱い
- 19 各種事務事業の取扱い
- 20 地域自治の取扱い
- 21 新市建設計画

◆議案第7号

長岡市・与板町合併協議会の協定項目の協議方針

次のとおり承認されました。

原則として、長岡地域合併協議会の協議結果を尊重するものとする。なお、合併の期日及び新市建設計画の策定については、別途協議する。

◆議案第8号

合併の方式

次のとおり承認されました。

三島郡与板町を廃し、その区域の全部を長岡市に編入する。

◆議案第9号

新市の名称

次のとおり承認されました。

新市の名称は、長岡市とする。

◆議案第10号

新市の事務所の位置

次のとおり承認されました。

新市の事務所の位置は、現長岡市役所の位置とする。

◆議案第11号

議会の議員の定数及び任期の取扱い

次のとおり承認されました。

協議の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項に規定する定数特例を適用する。

定数特例を適用する期間は、長岡市議会の議員の残任期間とする。

定数特例（議員数は、合計41人）

与板町の区域に選挙区を設けるものとし、選挙区における議会の議員の定数は次のとおりとする。任期は、長岡市の議会の議員の任期（平成19年4月30日）までとする。

与板選挙区 1人

※定数の算出方法

区分	平成12年 国勢調査人口(人)	定数 (人)	備考
長岡市	237,718	40	《与板町》 長岡市の定数×(与板町の人口/ 長岡市の人口)≒1.26→1 端数は四捨五入し、1未満は1とする。
与板町	7,493	1	
合計	245,211	41	

長岡市の人口・定数は長岡地域6市町村合併後の数字



◆ 議案第12号

地方税の取扱い

次のとおり承認されました。

長岡市の制度に統一する。

ただし、固定資産税、都市計画税の納期及び都市計画税の税率については次のとおりとする。

1 固定資産税、都市計画税の納期

合併年度は現行どおりとし、その翌年度から長岡市の制度に統一する。

2 都市計画税の税率

合併年度及びそれに続く2か年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一の課税をする。

なお、この場合、合併年度及びそれに続く年度は現行どおりとし、その翌年度は調整した税率とする。

与板町の都市計画税の税率0.14%を、長岡市の税率0.2%に統一することになりますが、平成17、18年度は0.14%、平成19年度は0.17%、平成20年度に0.2%と、段階的に税率を調整するものです。

◆ 議案第13号

一般職の職員の身分の取扱い

次のとおり承認されました。

1 与板町の一般職の職員は、すべて長岡市の職員として引き継ぐものとする。

なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員の適正化に努めるものとする。

2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、職務の実態に照らして、長岡市の職員と均衡を失しないよう公正に取り扱うものとする。

長岡市と与板町では、職員給与の水準に格差がありますが、合併したからといって長岡市の水準に合わせることはせず、職員個々の現在の給料額を引き継ぐ方式をとります。したがって、人件費の総額が増えたり財政負担が増したりすることはありません。

◆ 議案第14号

財産の取扱い

次のとおり承認されました。

与板町の財産（権利及び義務を含む。）は、すべて長岡市に引き継ぐものとする。

◆ 議案第15号

特別職の身分の取扱い

次のとおり承認されました。

与板町の町長、助役及び教育長は、合併の日の前日をもって失職するものとする。

◆ 議案第16号

組織機構及び支所の取扱い

次のとおり承認されました。

1 現在の長岡市役所を本庁とし、与板町役場をその行政区域を所管する支所とする。

2 新市の組織機構の整備については、次の事項を基本として整備する。

(1) 住民サービスの低下をきたさないこと。

(2) 既存庁舎等を活用すること。

(3) 合併のメリットを発揮できること。

(4) 新しい時代に適切・弾力的・効率的に対応できる柔軟なものであること。

(5) 住民の声を的確に反映すること。

(6) 住民が利用しやすく、分かりやすいこと。

(7) 指揮命令系統、責任の所在が明確であること。

(8) 地域の特性を生かし、地域振興に対応できること。

3 組織機構は、段階的に再編、見直しを行うものとする。

4 各行政委員会の取扱いは、各関係法令に基づき整備する。

5 附属機関等は、原則として合併時に統合するものとする。

組織機構の基本方針を示したものです。支所機能については、「地域自治の取扱い」で具体的に定めています。

◆ 議案第17号

条例・規則等の取扱い

次のとおり承認されました。

条例、規則等は、長岡市の条例、規則等を用いる。ただし、各種事務事業等の調整内容に關係する条例、規則等については、その調整内容を踏まえて規定の整備を行うものとする。

◆ 議案第18号

一部事務組合等の取扱い

4頁表2のとおり承認されました。

長岡地域合併協議会で決定した調整方針に基づいて、一部事務組合やその関係市町村と協議を進めていくこととされました。

◆ 議案第19号

慣行の取扱い

次のとおり承認されました。

1 市章及び市旗

長岡市の制度に統一する。

2 市民憲章及び宣言

長岡市の制度に統一する。

ただし、現行の与板町の憲章は、地域の憲章として継承し、新市の市民憲章については、合併後に検討する。

3 市の花及び木

長岡市の制度に統一する。

ただし、現行の与板町の花及び木は、地域の花及び木として継承していく。

4 市の歌

当面は、長岡市の制度を引き継ぎ、新市歌については、合併後に検討する。

5 名誉市民

長岡市の制度に統一する。

ただし、現行の名誉市民は新市の名誉市民として引き継ぐ。

◆ 議案第20号

地域自治の取扱い

長岡地域合併協議会の協議結果と同じ内容で承認されました。(4頁を参照)

◆ 議案第21号

新市建設計画の策定方針

新市建設計画の策定方針について、次のとおり承認されました。

「新市建設計画策定方針」(抜粋)

1 計画の趣旨  
新市建設計画は、「市町村の合併の特例に関

する法律」第5条に基づいて作成するもので、長岡市と与板町との合併による一体性の確立・均衡ある発展を図るものとする。

2 計画策定の基本方針

(1) 新市建設計画策定に当たっては、「長岡地域新市将来構想」及び「長岡地域新市建設計画」を基本とする。

(2) 新市建設計画の策定は、「長岡地域新市建設計画」に長岡市と与板町との合併に必要な内容を追記することにより行うこととし、長岡地域合併協議会で策定した内容は、変更しないものとする。

3 計画対象地域

長岡市と与板町の全区域

4 長岡市と与板町との合併において追加する主な内容

(1) 新市建設の基本方針  
与板地域の夢(地域別整備・活動方針及び活動展開)

(2) 新市建設の施策

長岡市と与板町との新市建設に係る「新市による根幹事業」と「新潟県の根幹事業」

(3) 財政計画

新市建設のための歳入・歳出の計画

5 策定手順

(1) 「長岡地域新市将来構想」に基づき、与板地域の整備・活動方針を策定する。

(2) 「長岡地域新市建設計画」に基づき、長岡市と与板町において登載候補事業を検討し、関係分科会等で整理する。それらをもとに小委員会で審議して素案を作成し、協議会における協議を経て計画(案)を作成する。

(3) 計画(案)は、県知事に対する事前協議及び正式協議を経て、新市建設計画として決定する。

◆ 議案第22号

長岡市・与板町合併協議会新市建設計画策定委員会設置要綱

新市建設計画案を策定するため、小委員会を設置することが承認されました。

図1 長岡市・与板町合併協議会の組織体系図

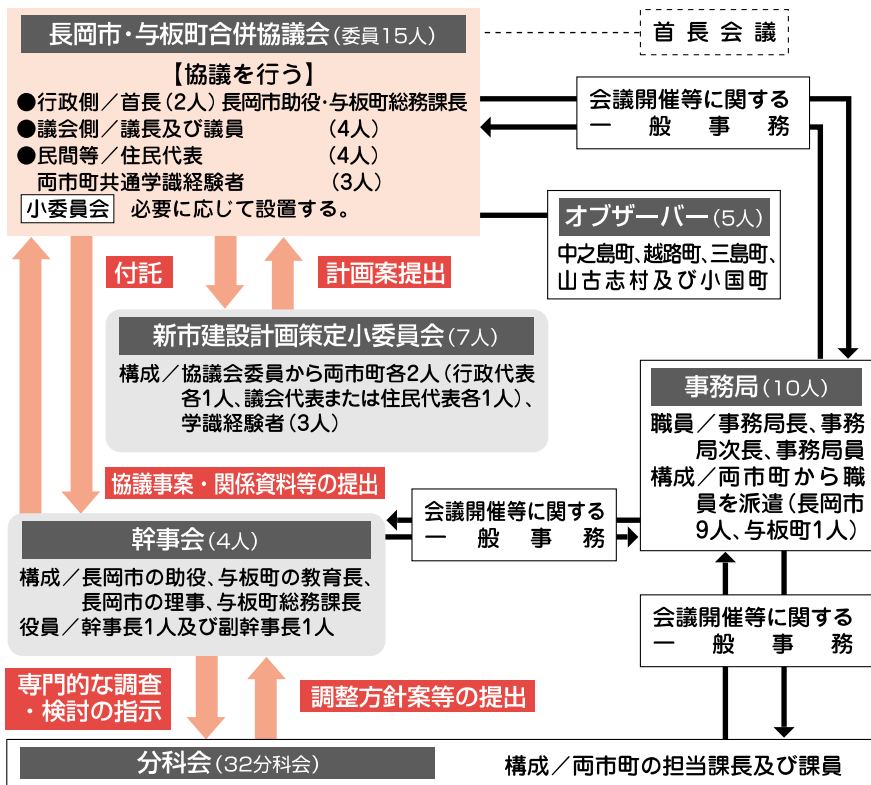


表1 長岡市・与板町合併協議会委員名簿

区分	役職名	氏名	備考
行政	長岡市長	森 民夫	会長
	与板町長	山崎 忠彌	副会長
	長岡市助役	二澤 和夫	
議会	与板町総務課長	安達 正廣	
	長岡市議会議長	小熊 正志	
	長岡市議会 市町村合併調査研究委員会委員長	大地 正幸	
	与板町議会 市町村合併問題特別委員会委員長	石丸 誠亮	
住民代表	長岡市 長岡商工会議所会頭	田村 巖	
	与板町 企業教育ファシリテーター・産業カウンセラー	朝日 由香	
	与板町 会社役員	上村 行雄	
学識経験者	与板町 会社役員	下田 邦夫	
	長岡造形大学理事長	豊口 協	
	長岡大学助教授	鯉江 康正	
	新潟県長岡地域振興局長	阿部 誠一	

表2 一部事務組合の調整方針(抜粋)

区分	組合名	長岡市	与板町	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	その他	調整方針
ごみ・し尿関係	三島郡清掃センター組合	○	○						和島村、出雲崎町、寺泊町	与板町は、合併の日の前日をもって長岡市への事務委託を廃止する。
畜場関係	与板郷消防・畜場事務組合	○	○			○			和島村、出雲崎町	与板町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市で事務を行う。
消防関係	与板郷消防・畜場事務組合	○	○			○			和島村	与板町は、合併の日の前日をもって長岡市への事務委託を廃止する。
水道関係	与板町外2ヶ町村水道企業団	○				○			和島村	与板町は、合併の日の前日をもって長岡市への事務委託を廃止する。
ガス関係	三島町・与板町ガス企業団	○				○				与板町は、合併の日の前日をもって長岡市への事務委託を廃止する。
福祉・保健・医療	長岡地区旧伝染病院管理組合	○	○	○	○	○	○	○	見附市ほか10市町村	与板町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。
	新潟県長岡栃尾三古立寺泊老人ホーム組合	○	○			○	○	○	栃尾市、寺泊町、出雲崎町、和島村	与板町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。

※長岡地域合併協議会の調整方針に基づいています。

第1回新市建設計画策定小委員会開催

1月28日に長岡市役所で第1回新市建設計画策定小委員会が開催されました。小委員会委員には、協議会委員から表3の委員を選任し、委員長には豊口協氏、副委員長には鯉江康正氏を選出しました。小委員会では新市の住民と行政が一緒になってまちづくりを進めるための基本となる計画を策定します。小委員会は計3回実施され、審議・策定された新市建設計画(案)は協議会に報告されます。

表3 新市建設計画策定小委員会委員名簿

区分	役職名	氏名	備考
長岡市	長岡市助役	二澤 和夫	
	長岡市議会 市町村合併調査研究委員会委員長	大地 正幸	
与板町	与板町総務課長	安達 正廣	
	与板町議会 市町村合併問題特別委員会委員長	石丸 誠亮	
学識経験者	長岡造形大学理事長	豊口 協	委員長
	長岡大学助教授	鯉江 康正	副委員長
	新潟県長岡地域振興局長	阿部 誠一	

長岡方式の地域自治

「長岡方式の地域自治のあり方」

「長岡方式の地域自治」は、市町村合併により、地域の伝統や文化が失われるのではないかと、中心部だけが良くなって周辺部が取り残されてしまうのではないかと、市役所や役場が遠くなり今より不便になるのではないかと、住民の声が行政に届きにくくなるのではないかと、という地域の不安や住民の声を背景に提言されたものである。そこで合併後も行政の目が地域の隅々まで行き届くとともに、地域のことは地域で解決でき、安心して生活できる仕組みを構築しようとするものである。

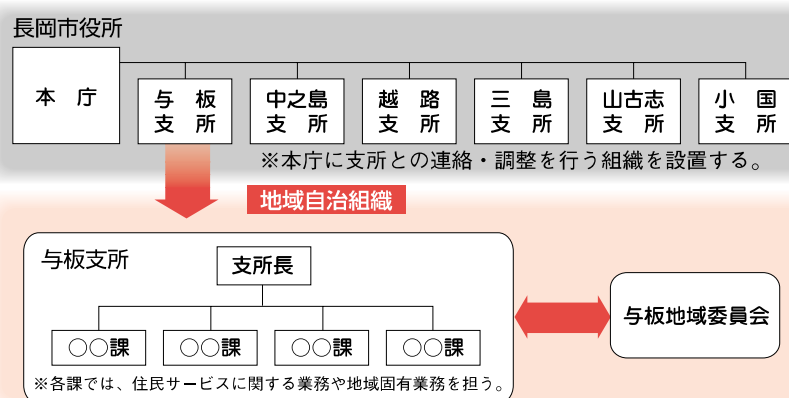
このことから長岡地域では、各町村で力を入れてきた特色ある事業を合併後も引き続き各支所で地域固有業務として行うこととし、地域の実情に即した地域自治を行える仕組みを採用するものである。

また「長岡方式の地域自治」は、不安の解消だけでなく、地域自治で最も大切な「地域住民と行政とが一体となって進めるまちづくり」を構築することにも配慮するものである。

「地域自治組織のしくみ」

地域自治組織は、支所と地域委員会からなるものとする。

組織のイメージ



みなさんの声をお寄せください

合併に対するご意見・ご質問をお待ちしています。協議会のホームページのほか、手紙、電話、FAXなどでお気軽にお寄せください。

長岡市・与板町合併協議会事務局

長岡市幸町2-1-1 長岡市役所内  
電話 39-2260・39-2227(直通)  
FAX 39-2254  
●ホームページアドレス  
<http://www.nagaoka-gappei.jp/nagaoka-yoita>  
●Eメールアドレス  
office5@nagaoka-gappei.jp

協議会を傍聴しませんか?

第2回 長岡市・与板町合併協議会

- とき/2月9日(水) 午後1時から(受付は30分前からです)
- ところ/長岡市役所4階大会議室(長岡市幸町2-1-1)

傍聴席は会場の都合上50席程度です。どなたでも傍聴できますが、座席は先着順とし、満席の場合は入場をお断りすることがありますので、あらかじめご容赦ください。